

事 務 連 絡
令和5年5月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

資料一覧

00	【事務連絡】「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正	-
00-1	新旧対照表	-
01	【別添1】ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用	-
02	【別紙2】 参考様式_最終搬出先記録	-
03	【別添2】ストックヤード運営事業者の登録申請等に際して提出する書類等に関する解説	-
04	【別添3】 スtockヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領	5/15訂正
04-1-1	申請書ファイル【10箇所以下用】	5/15訂正
04-1-2	申請書ファイル【20箇所以下用】	5/15訂正
04-2	役員の住所等調書	-
04-3	土砂搬入搬出管理票ファイル【ストックヤード新規登録時】	5/15訂正
04-4	土砂搬入搬出管理年報ファイル	5/15訂正
04-5	廃業等届出書	-
05	【別添4】 スtockヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について	5/15訂正
06	【別紙1】 参考様式_搬出先適正確認記録	5/15訂正

（注意）申請様式（04-1-1,04-1-2,04-3,04-4）は最新のものを使用してください。

新旧対照表

別添3 スtockヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領

旧

別添 3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
令和 5 年 3 月

ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領

1. 申請先等

申請書等はストックヤード運営事業者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付するものとする（受付開始：令和 5 年 5 月 2 6 日）。

受付機関	担当部署	電話番号	E-mail
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	建設部建設産業課	022-225-2171(代)	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	建設部建設産業第一課	048-601-3151(代)	ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建設部計画・建設産業課	025-370-6571	kensetugyohou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	建設部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	建設部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	kk-stockyardtouroku@mlit.go.jp
中国地方整備局	建設部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	建設部計画・建設産業課	087-811-8314	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	建設部建設産業課	092-471-6331(代)	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	(書面受付のみ)

窓口開設：令和 5 年 5 月 1 5 日

2. 電子メールによる送付時の注意

電子メールは本文及び添付ファイルの合計サイズは 2 0 MB 以下とする。
また、電子メールのタイトルには送付内容及び申請者名（法人名等）を記載ください。
例【新規／変更／更新】運営事業者登録申請（●●●●（株））
【報告】土砂搬入搬出管理年報（●●●●（株））

3. 添付書類のデータ形式等

(1) 新規及び更新登録申請、変更届

種類	様式名	提出方法
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	申請書ファイル内
②誓約書	別記様式二号	申請書ファイル内
③身分証明書（破産者に該当しない）	—	スキャンデータ等
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	役員等調書ファイル
⑤登記事項証明及び定款	—	スキャンデータ等
⑥法定代理人の登記事項証明	—	スキャンデータ等
⑦許可証等の写し	—	スキャンデータ等
⑧土砂搬入搬出管理票（新規）	別記様式四号	土砂搬入搬出管理票ファイル

注 1）変更届（変更を伴う更新申請を含む）にあつては、①及び当該変更に係る②から⑦を添付することで可。

注 2）スキャンデータ等は PDF、JPG、TIFF のいずれかのデータ形式とすること。
なお、提出前に文字等が判読可能なことを確認しておくこと。

注 3）ファイル名等の例、スキャンデータ等は種類別に 1 つのファイルにまとめるか、ページごとにファイル名の番号に枝番を付すこと。

・申請書（Excel データ） → 01 申請書ファイル（会社名等）（※）
・住民票（スキャンデータ） → 02 身分証明書
・役員の住所等に関する調書（Excel データ） → 03 役員等の調書（※）
・登記事項証明及び定款（スキャンデータ） → 04 登記事項証明及び定款

新

別添 3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
令和 5 年 5 月

ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領

1. 申請先等

申請書等はストックヤード運営事業者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付するものとする（受付開始：令和 5 年 5 月 2 6 日）。

受付機関	担当部署	電話番号	E-mail
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	建設部建設産業課	022-225-2171(代)	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	建設部建設産業第一課	048-601-3151(代)	ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建設部計画・建設産業課	025-370-6571	kensetugyohou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	建設部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	建設部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	kk-stockyardtouroku@mlit.go.jp
中国地方整備局	建設部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	建設部計画・建設産業課	087-811-8314	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	建設部建設産業課	092-471-6331(代)	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	(書面受付のみ)

窓口開設：令和 5 年 5 月 1 5 日

2. 電子メールによる送付時の注意

電子メールは本文及び添付ファイルの合計サイズは 2 0 MB 以下とする。
また、電子メールのタイトルには送付内容及び申請者名（法人名等）を記載ください。
例【新規／変更／更新】運営事業者登録申請（●●●●（株））
【報告】土砂搬入搬出管理年報（●●●●（株））

3. 添付書類のデータ形式等

(1) 新規及び更新登録申請、変更届

種類	様式名	提出方法
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	申請書ファイル内
②誓約書	別記様式二号	申請書ファイル内
③身分証明書（破産者に該当しない）	—	スキャンデータ等
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	役員等調書ファイル
⑤登記事項証明及び定款	—	スキャンデータ等
⑥法定代理人の登記事項証明	—	スキャンデータ等
⑦許可証等の写し	—	スキャンデータ等
⑧土砂搬入搬出管理票（新規）	別記様式四号	土砂搬入搬出管理票ファイル

注 1）変更届（変更を伴う更新申請を含む）にあつては、①及び当該変更に係る②から⑦を添付することで可。

注 2）スキャンデータ等は PDF、JPG、TIFF のいずれかのデータ形式とすること。
なお、提出前に文字等が判読可能なことを確認しておくこと。

注 3）ファイル名等の例、スキャンデータ等は種類別に 1 つのファイルにまとめるか、ページごとにファイル名の番号に枝番を付すこと。

・申請書（Excel データ） → 01 申請書ファイル（会社名等）（※）
・身分証明書（破産者に該当しない）（スキャンデータ） → 02 身分証明書
・役員の住所等に関する調書（Excel データ） → 03 役員等の調書（※）
・登記事項証明及び定款（スキャンデータ） → 04 登記事項証明及び定款

別記様式

旧

別記様式第一号（2）（第四条第一項関係）

ストックヤード（ 箇所目）						
登録の種類	新規・変更・解除	※登録番号				
		※登録年月日	令和	年	月	日
		※解除年月日	令和	年	月	日
		※再登録制限解除日	令和	年	月	日
ストックヤードの名称及び所在地等						
フリガナ			郵便番号	(-)		
名 称		所在地	都道府県			
TEL	- -					
最大堆積可能量			m ³			
当該ストックヤードに関する許可等の状況						
名 称			許可等の要否	許可等の有無		
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可						
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出						
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可						
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可						
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可						
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可						
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出						
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定						
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証						
当該ストックヤードで取扱う土質の区分						
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）				
☐ 第1種建設発生土 ☐ 第2種建設発生土 ☐ 第3種建設発生土 ☐ 第4種建設発生土 ☐ 泥土		☐ 第1種建設発生土 ☐ 第2種建設発生土 ☐ 第3種建設発生土 ☐ 第4種建設発生土 ☐ 泥土				
当該ストックヤードの受入れ条件の概要						
☐ 公共工事限定 ☐ 自社関係工事限定 ☐ 搬入元制限なし ☐ 応相談						

備考

1

※印のある欄は、申請者は記入しないこと。

2

「登録の種類」については、新規登録のストックヤードの場合は「新規」を、登録済みのストックヤードの登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除を申請する場合は「解除」を選択すること。

3

変更の際して前回登録から変更を行う内容は赤字とすること。

4

以下のストックヤードは申請することができない。
・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの

5

取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。

6

受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

新

別記様式第一号（2）（第四条第一項関係）

ストックヤード（ 箇所目）						
登録の種類	新規・変更・解除	※登録番号				
		※登録年月日	令和	年	月	日
		※解除年月日	令和	年	月	日
		※再登録制限解除日	令和	年	月	日
ストックヤードの名称及び所在地等						
フリガナ			郵便番号	(-)		
名 称		所在地	都道府県			
TEL	- -					
最大堆積可能量			m ³			
当該ストックヤードに関する許可等の状況						
名 称			許可等の要否	許可等の有無		
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可						
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出						
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可						
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可						
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可						
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可						
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出						
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定						
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証						
当該ストックヤードで取扱う土質の区分						
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）				
☐ 第1種建設発生土 ☐ 第2種建設発生土 ☐ 第3種建設発生土 ☐ 第4種建設発生土 ☐ 泥土		☐ 第1種建設発生土 ☐ 第2種建設発生土 ☐ 第3種建設発生土 ☐ 第4種建設発生土 ☐ 泥土				
当該ストックヤードの受入れ条件の概要						
☐ 公共工事限定 ☐ 自社関係工事限定 ☐ 搬入元制限なし ☐ 応相談						

備考

1

※印のある欄は、申請者は記入しないこと。

2

「登録の種類」については、新規登録のストックヤードの場合は「新規」を、登録済みのストックヤードの登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除を申請する場合は「解除」を選択すること。

3

変更の際して前回登録から変更を行う内容は赤字とすること。

4

以下のストックヤードは申請することができない。
・規程第4条第1項第9号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの

5

取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。

6

受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

旧

別記様式第二号（第四条第二項第一号関係）

誓 約 書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下の項目に該当しない者であることと誓約します。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

二 スtockヤード運営事業者登録規程（以下「規程」という。）第19条第1項の規定により同項各号（第4号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日の30日前まで当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）。

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。

六 精神の機能の障害によりStockヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

七 Stockヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。

一 Stockヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。

二 Stockヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。

三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。

四 Stockヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。

五 Stockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。

六 土砂が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とします。

七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。

八 自ら法令を遵守するとともに、Stockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。

九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。

十 規程第15条の規定によりStockヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に応じます。

十一 規程第16条の規定によりStockヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げます。

令和 年 月 日

____ 殿

商 号 又 は 名 称

氏 名

法 定 代 理 人

商 号 又 は 名 称

氏 名

[

商 号 又 は 名 称

氏 名

]

※ 各誓約項目を全て確認し ☒ を入れること (□→☒)

※ 商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員等、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を行うこと

新

別記様式第二号（第四条第二項第一号関係）

誓約書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下の項目に該当しない者であることを誓約します。

(チェック)

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 ☐

二 ストックヤード運営事業者登録規程（以下「規程」という。）第18条第1項の規定により同項各号（第4号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日の30日前まで当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ☐

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。 ☐

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。 ☐

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ☐

六 精神の機能の障害によりストックヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。 ☐

七 ストックヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者。 ☐

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。 ☐

九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。 ☐

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。

(チェック)

一 ストックヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。 ☐

二 ストックヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。 ☐

三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。 ☐

四 ストックヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。 ☐

五 ストックヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。 ☐

六 土砂が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出したときも同様になります。 ☐

七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。 ☐

八 自ら法令を遵守するとともに、ストックヤードに土砂を搬入し、又は当該ストックヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。 ☐

九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。 ☐

十 規程第15条の規定によりストックヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に応じます。 ☐

十一 規程第16条の規定によりストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げます。 ☐

令和 年 月 日

 殿

商 号 又 は 名 称

氏 名

法 定 代 理 人

商 号 又 は 名 称

氏 名

[

商 号 又 は 名 称

氏 名

法 定 代 理 人

商 号 又 は 名 称

氏 名

]

※ 各誓約項目を全て確認し、☒を入れること（☐→☒)

※ 商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員等、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を行うこと

旧

別記様式第四号（第四条第二項第八号関係）

土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和 年 月 日 現在

申請者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量				m ³	
提出に係る期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】				m ³	
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】				m ³	
搬出先の工事等の名称及び施工場所 搬出先の種類 搬出量 m³					
				上記以外の搬出先 箇所 ※	
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）				m ³	
期間中の最大堆積量				m ³	

備考

- 1 既に運営しているストックヤードがある場合は過去 1 年間の実績について可能な範囲で記載すること。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における 1 箇所当たりの搬出量が 1 0 0 m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

新

別記様式第四号（第四条第二項第八号関係）

土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和 年 月 日 現在

申請者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量			m ³		
提出に係る期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】			m ³		
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】			m ³		
搬出先の工事等の名称及び施工場所			搬出先の種類	搬出量 m ³ ※	
上記以外の搬出先 箇所 ※					
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）			m ³		
期間中の最大堆積量			m ³		

備考

- 1 既に運営しているストックヤードがある場合は過去1年間の実績について可能な範囲で記載すること。
- 2 **搬入元**・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

※記入可に修正

旧

別記様式第五号（第七条第一項関係）

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和年 月 日

殿

届出者住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

登録年月日及び登録番号		令和年 月 日 第 号			
ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量			m ³		
今回の報告に係る期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】			m ³		
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】			m ³		
	搬出先の工事等の名称及び施工場所		搬出先の種類		搬出量 m ³
	上記以外の搬出先 箇所 ※				
	今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）			m ³	
前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減）			m ³		
今回の報告に係る期間中の最大堆積量			m ³		

備考
1 事業年度ごとに登録ストックヤードごとに記載し登録を受けた地方整備局長等へ報告すること。
2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

新

別記様式第五号（第七条第一項関係）

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和年 月 日

殿

届出者住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

登録年月日及び登録番号		令和年 月 日 第 号			
ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量			m ³		
今回の報告に係る期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】			m ³		
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】			m ³		
	搬出先の工事等の名称及び施工場所		搬出先の種類		搬出量 m ³
	上記以外の搬出先 箇所 ※				
	今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）			m ³	
前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減）			m ³		
今回の報告に係る期間中の最大堆積量			m ³		

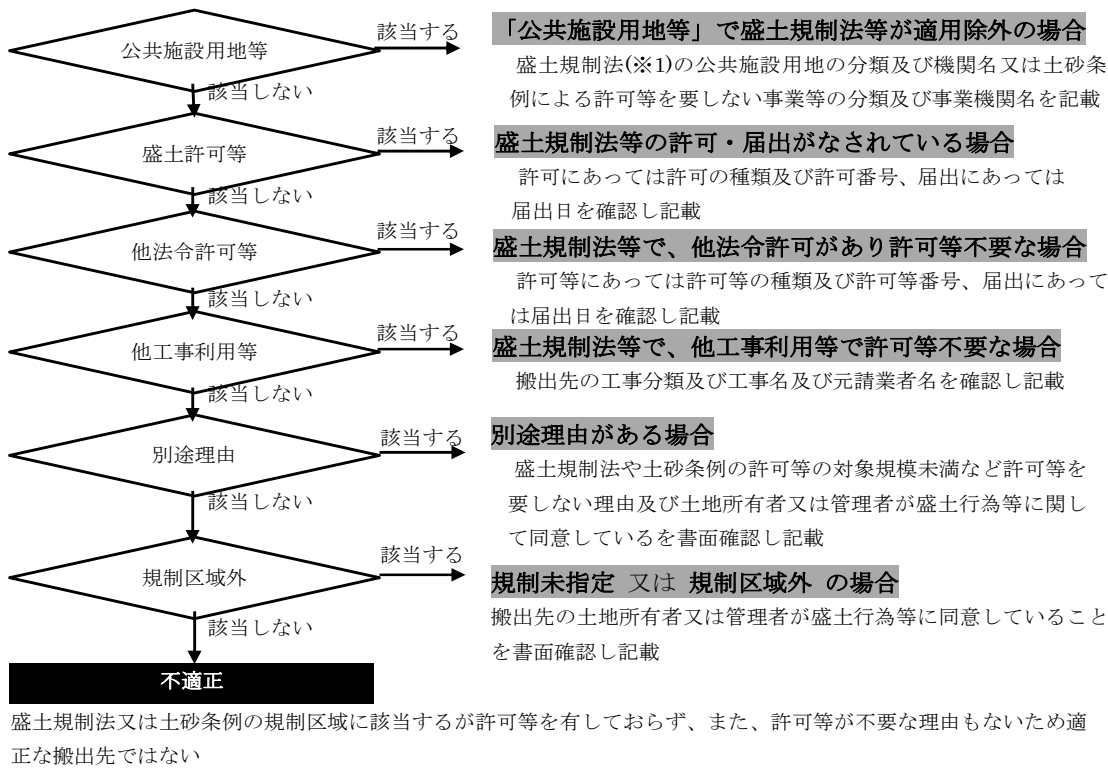
備考
1 事業年度ごとに登録ストックヤードごとに記載し登録を受けた地方整備局長等へ報告すること。
2 ~~搬入元~~搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

別添4 スtockヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について

旧	新
別添4 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 令和5年3月31日 Stockヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について Stockヤード運営事業者登録規程（令和5年3月3日国土交通省告示第157号）（以下、「規程」という。）第10条第1項に規定する土砂の搬出先の事前確認に関する考え方は次のとおり。 1. 概要 その運営するStockヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、規程第10条第1項では、あらかじめStockヤード運営事業者が土砂の搬出先の適正確認を行いその結果を書面に記録することとしている。 2. 搬出先の適正確認の手順等 （1）確認手順及び確認書面の記載事項 下記の事項を確認書面（※3）に記載（参考例を別紙1 搬出先適正確認記録）に示す）	別添4 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 令和5年3月31日 Stockヤードから搬出する土砂の運搬先の適正確認について Stockヤード運営事業者登録規程（令和5年3月3日国土交通省告示第157号）（以下、「規程」という。）第10条第1項に規定する土砂の搬出先の事前確認に関する考え方は次のとおり。 1. 概要 運営するStockヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等となることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、規程第10条第1項では、あらかじめStockヤード運営事業者が土砂の搬出先の適正確認を行いその結果を書面に記録することとしている。 （1）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「盛土規制法」という。）に規定する宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」という。）又は特定盛土等規制区域（以下「特盛区域」という。）の指定の有無、及び都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）の制定の有無を確認する。 （2）搬出先が有している盛土規制法及び土砂条例の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。 （3）搬出先が盛土規制法及び土砂条例の許可等を要しない理由を確認する。 （場合によっては、当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。） 2. 搬出先の適正確認の記載手順 （1）確認手順及び確認書面の記載事項 搬出土砂が不法な盛土等に悪用されたり危険な盛土等となることを防ぐため、i）盛土規制法、ii）都道府県等の定める土砂条例に基づき、以下の事項を確認書面に記載（参考例を別紙1 搬出先適正確認記録）に示す）。記載にあたっては、下記補足事項に留意すること。 i）盛土規制法の確認フローとii）土砂条例の確認フローのどちらも確認することとする。 i）盛土規制法確認フローとii）土砂条例の確認フローで確認結果が異なる場合は、[規制未指定]を除く確認フロー上位にくる確認区分を確認結果として記載し、その詳細を記載することとする。 どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は適切な搬出先として認めない。 i）盛土規制法の規制区域未指定かつii）土砂条例未制定の場合、確認結果は[規制未指定]となるが、「詳細」欄に、[公共施設用地等][他法令許可等][他工事利用等][別途理由]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報（許認可や工事種類等）を記載することが望ましい。

旧

新

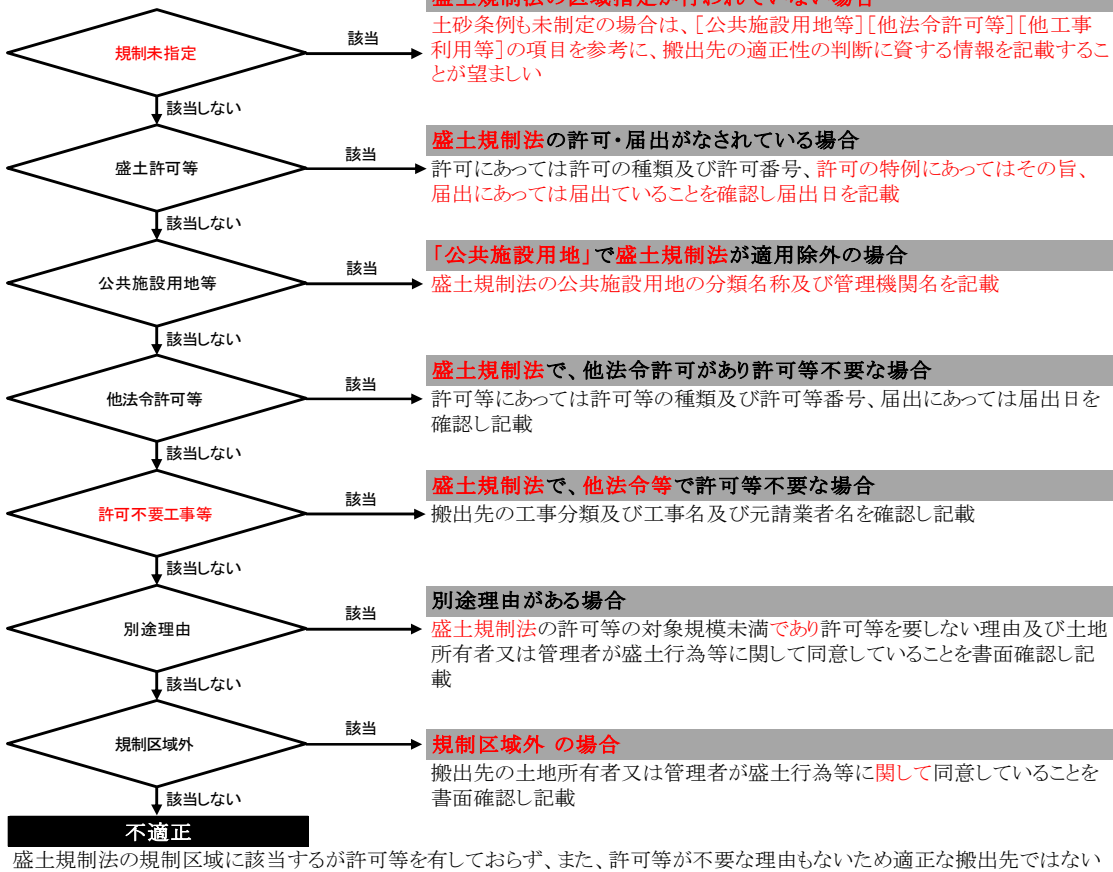


※1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(以下、「盛土規制法」という。)

※2 上記に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項の規定により、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する

※3 規程第10条第1項の規定のとおり確認書面の作成に代えて電磁的記録によることができる

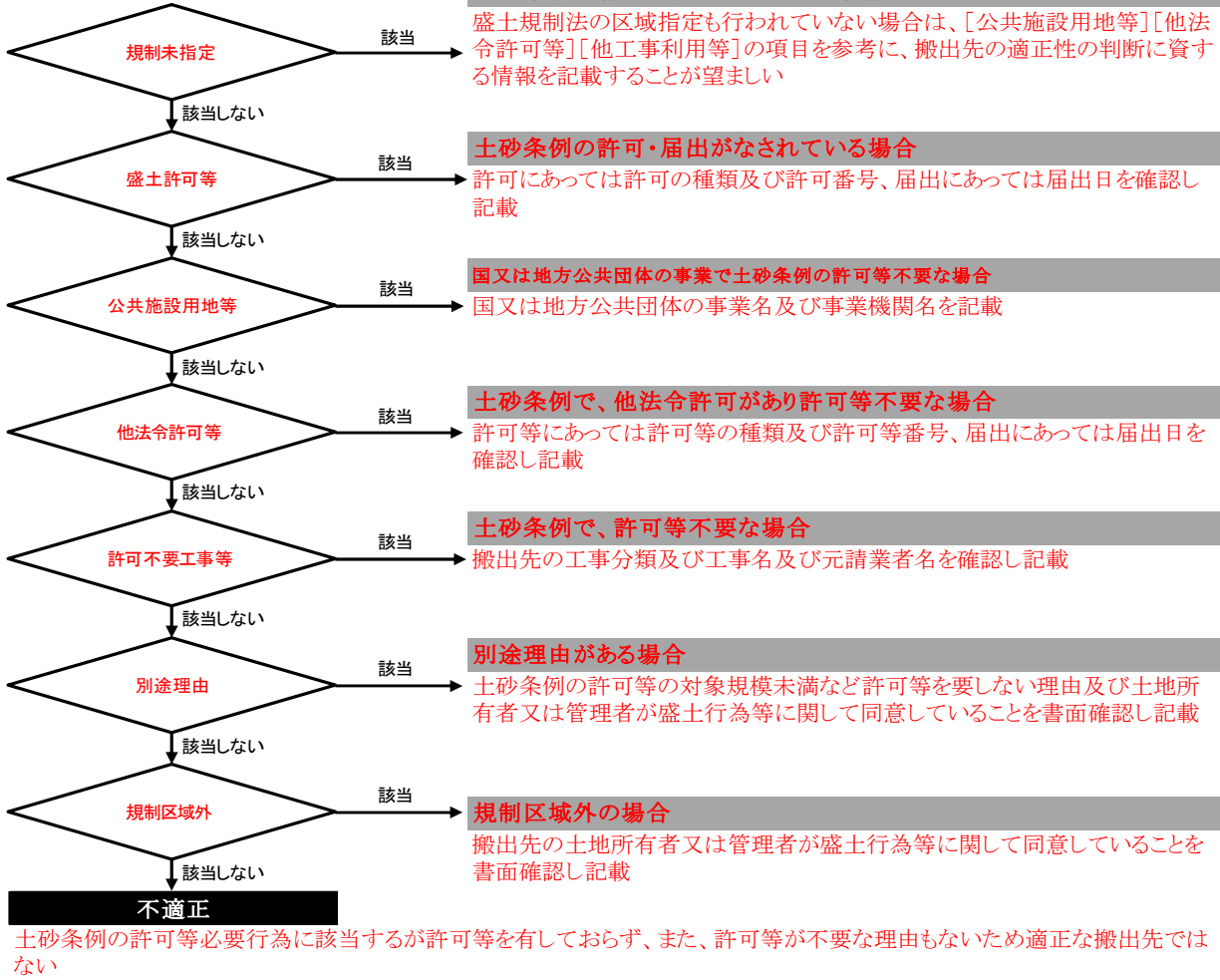
i) 盛土規制法の確認フロー



旧

新

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



i) ii) の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

旧

4) [他工事利用等]

上記（２）の１）から３）に該当せず次のいずれにも該当する場合。

・盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事（参考資料 1.（２）⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ）に該当する場合

・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合（参考資料 2.（２））

表 2 他工事利用等の分類

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第 8 条第 1 項第 1 号	参考資料 1. (2)⑤
家畜伝染予防	同第 3 号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第 6 号	同上⑩
森林作業路網	同第 7 号	同上⑪
非常災害応急措置	同第 8 号	同上⑫
他工事利用	同第 10 号ハ	同上⑭ハ
その他	土砂条例に定めるもののうち上記（２）１）から３）及び上記 1 号、3 号、6 号から 8 号、10 号ハのいずれにも該当しないもの	参考資料 2. (2)

5) [別途理由]

搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域であって、上記（２）１）から４）のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合（参考資料 1.（１）、2.（１））。

6) [規制未指定]

搬出先が盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区）未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

7) [規制区域外]

上記 6）に該当せず、搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区又は土砂条例制定地域のいずれにも該当しない場合。

新

⑤[許可不要工事等]

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料 1.（２）⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ）に該当する場合。

表2 許可不要工事等の確認書面への分類名称

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1.（2）⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
工事付随堆積	同第10号ハ	同上⑭ハ

⑥[別途理由]

盛土規制法の宅造区域又は特盛区域であって盛土規制法の許可等の要件未満であり許可等を要しない理由がある場合（参考資料1.（１））。

⑦[規制区域外]

搬出先が盛土規制法の宅造区域又は特盛区域のいずれにも該当しない場合。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認区分

①[規制未指定]

都道府県等の定める土砂条例が制定されていない場合。

②[盛土許可等]

土砂条例が制定されている場合において、当該条例の許可又は届出を有している場合。

③[公共施設用地等]

土砂条例が制定されている場合において、「国又は地方公共団体の事業」等により、当該条例に規定する許可等を要しないもの(参考資料 2.（2）)に該当する場合。

④[他法令許可等]

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2.（3）)に該当する場合。

⑤[許可不要工事等]

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2.（2））。

⑥[別途理由]

土砂条例が制定されている場合において、土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合（参考資料 2.（1））。

⑦[規制区域外]

土砂条例が制定されている場合において、搬出先が土砂条例の対象地域に該当しない場合。

旧

<参考資料>

1. 盛土規制法関係

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可等を要する要件

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	① 盛土で高さ 1m 超の崖 ② 切土で高さ 2m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖（①、②を除く）
	特定盛土等	—	④ 盛土で高さ 2m 超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積 500 ㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積	—	① 堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 ㎡超 ※3 ② 堆積の面積 500 ㎡超
特盛区域	特定盛土等	① 盛土で高さ 1m 超の崖 ② 切土で高さ 2m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ 2m 超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積 500 ㎡超（①～④を除く）	① 盛土で高さ 2m 超の崖 ② 切土で高さ 5m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積	① 堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 ㎡超 ※3 ② 堆積の面積 500 ㎡超	① 堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ※3 ② 堆積の面積 3,000 ㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域（宅造区域）及び特定盛土等規制区域（特盛区域）の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 1 条第 1 項の規定により、地表面が水平面に対し 30 度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下（参考資料 1.（2）⑬、⑭イ及びロ）のものは許可等不要

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

<宅地造成等規制法施行令（政令）関係>

① 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

② 鉱業法（昭和 5 年法律第 289 号）第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

新

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）
	特定盛土等		
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域（宅造区域）及び特定盛土等規制区域（特盛区域）の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市に**ご確認ください**。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを**指します**。

※3 一定規模以下のものは許可等不要となる場合があります。詳細は盛土規制法及び宅地造成等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をご確認ください。
（参考資料1.（2）⑬、⑭ロ）。

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

<宅地造成等規制法施行令（政令）関係>

① 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

② 鉱業法（昭和5年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

旧	新
③ 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ④ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（主務省令）関係＞ ⑤ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 ⑥ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事 同法第 12 条第 1 項の規定による許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑦ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第 1 項若しくは第 4 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑨ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑩ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項（同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事 ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ⑬ 宅地造成又は特定盛土等（令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが 2 メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの	③ 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ④ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（主務省令）関係＞ ⑤ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 ⑥ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑦ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑨ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事 ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 ⑬ 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

旧	新
⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 イ 令第 4 条第 1 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が 300 平方メートルを超えないもの ロ 令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 施行令第 3 条 法第 2 条第 2 号及び第 3 号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。） 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 2 メートルを超えるもの <u>五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの</u> 施行令第 4 条 法第 2 条第 4 号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。 一 <u>高さが 2 メートルを超える土石の堆積</u> 二 <u>前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 5 0 0 平方メートルを超えるもの</u>	⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 施行令第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。） 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの <u>五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</u> 施行令第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。 一 <u>高さが2メートルを超える土石の堆積</u> 二 <u>前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500平方メートルを超えるもの</u>

旧	新
(3) 公共施設用地（盛土規制法の適用除外） 盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。 ＜盛土規制法＞ - 盛土規制法第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地 ＜宅地造成等規制法施行令（政令）＞ - 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号））第2条 法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの ＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（主務省令）＞ - 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条の主務省令で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、<u>雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設</u>をいう - 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、<u>農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</u>をいう 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例 (1) 土砂条例の許可等 地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 (2) 土砂条例の許可等を要しない事業等 土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 (3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等 土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。	(3) 公共施設用地（盛土規制法の適用除外） 盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」における盛土等は盛土規制法に基づく宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。 ＜盛土規制法（昭和36年法律第191号）＞ - 第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地 ＜宅地造成等規制法施行令（政令）（昭和37年政令第16号）＞ - 第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの ＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（主務省令）（昭和37年建設省第3号）＞ 第1条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条の主務省令（昭和37年建設省第3号）で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、<u>雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設</u>をいう 第1条第2項 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、<u>廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</u>をいう 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例 (1) 土砂条例による許可等 地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 (2) 土砂条例の許可等を要しない事業等 土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 (3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等 土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。 問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03－5253－8380（直通）

別紙 1 参考様式_搬出先適正確認記録

旧

別紙 1 參考様式（第十条第一項関係）搬出先適正確認記録

[illegible]

新

別紙 1 参考様式（第十条第一項関係）搬出先適正確認記録

[illegible]